

第7章 河川・海岸

第1節 河川・海岸の概要

秋田県を流れる河川は、雄物川、米代川、子吉川の一级水系297河川、馬場目川などの二级水系51河川で合計348河川となっており、総延長は3,190kmに及んでいます。

また、海岸については総延長263kmのうち国土交通省（旧建設省）で169kmを所管しています。

これら県内の河川や海岸は豊かな自然環境を育んでおりますが、一方では洪水による河川の氾濫、風浪や高潮による海岸侵食、地震による津波など大災害を引き起こす危険性をはらんでいます。

このような災害から県民の生命や財産を守り、県民が安心して暮らせるように施設の整備や管理を行っています。

河川の整備状況

(H13. 3. 31現在)

	河 川 数	流 路 延 長 km	要改修延長 (築堤延長) km	改修済延長 (築堤延長) km	改 修 率 %
県管理区間					
一 級 河 川	297	2,440.1	1,674.6	789.7	47.2
二 級 河 川	51	451.1	380.8	98.6	25.9
計	348	2,891.2	2,055.4	888.3	43.2
国管理区間					
一 級 河 川	(3)	298.6	189.9	102.1	53.7
一 級 河 川	297	2,738.7	1,864.5	891.8	47.8
二 級 河 川	51	451.1	380.8	98.6	25.9
合 計	348	3,189.8	2,245.3	990.4	44.1

第2節 河川・海岸事業の基本方針

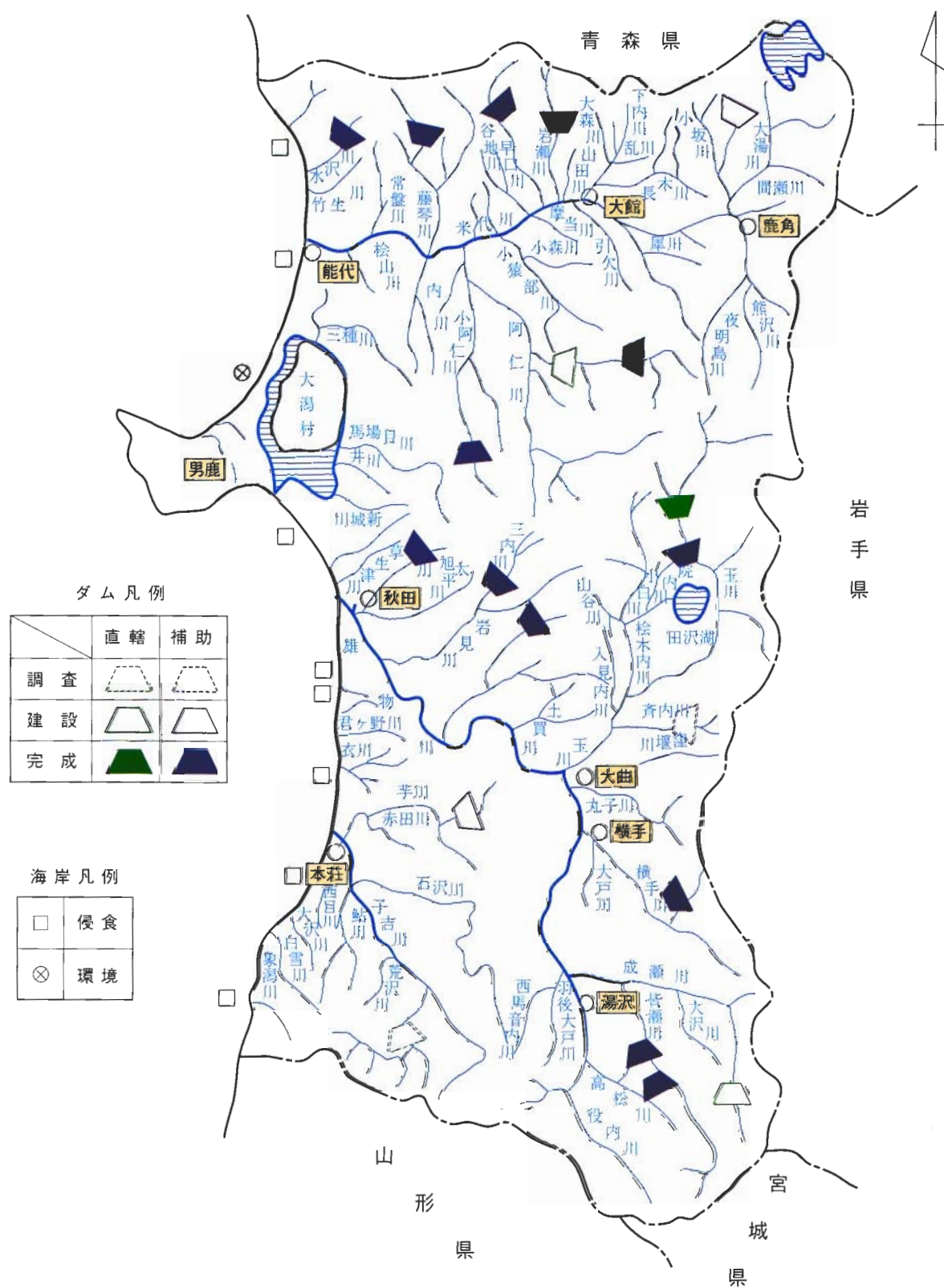
1 治水事業の基本方針

平成9年度に河川法の改正が行われ、従来の目的である「治水」「利水」に加え、「河川環境の整備と保全」が位置づけられました。この主旨と秋田県川づくり懇談会の提言“子供や高齢者も安心して親しみのもてる川づくり”を受け、あきた21総合計画並びに国の第9次治水事業七カ年計画（平成9年度～15年度）に基づき、「環境にやさしく災害に強い川づくり」を実施しています。

2 海岸事業の基本方針

津波、高潮、波浪などによる海岸侵食などの災害に対処するとともに、自然と共生し快適で潤いのある海岸環境の保全と創出を図るため、平成8年度から実施している第6次海岸事業七カ年計画（平成8年度～平成14年度）では「安全な海岸の創造」、「自然との共生できる海岸の創造」、「利用され親しまれる海岸の創造」を目標として事業を実施しています。

◆秋田県河川概要図



第3節 河川の整備

河川事業は、洪水を安全に流下させることによって、人命や財産を守り、安全で豊かな県土を建設し、地域の発展を促進するための重要な事業です。

平成13年度は、河川事業を効率的・効果的に進めるために、事業の重点化を図った水系一貫による事業実施を行います。特に平成10年8月豪雨による被害の大きかった芋川を災害復旧助成事業とその下流の災害復旧等関連緊急事業で集中的に実施します。



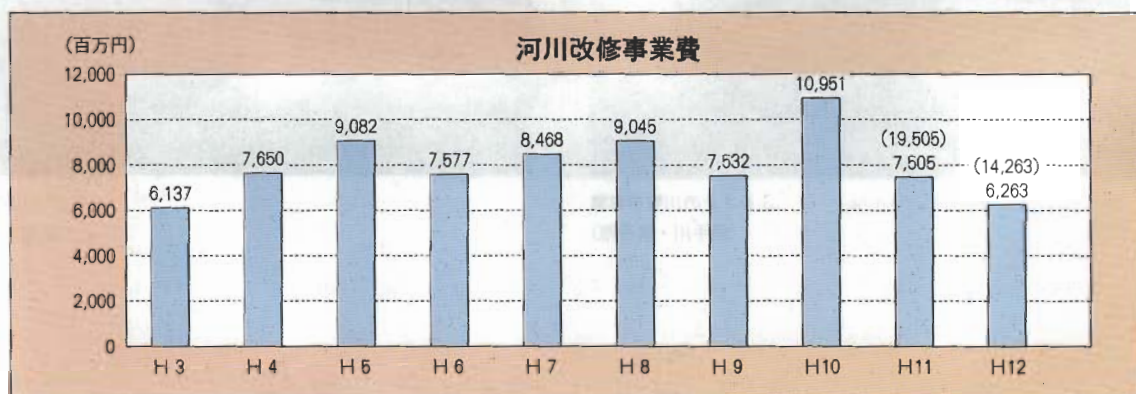
魚の溯上を考慮した魚道
(水沢川・峰浜村)



水生生物の避難場所・魚の産卵場所の確保を図った水制工
(岩見川・河辺町)

河川改修事業一覧表

事業種別	統合河川名	河川名	市町村名
広域基幹河川改修事業	旧雄物川	新城川中流	秋田市
		草生津川	秋田市
		太平川	秋田市
	岩見川	岩見川	河辺町
	玉川	玉川	中仙町
		桧木内川	西木村
	出川	出川	仙南村
	淀川	淀川	協和町
	横手川	横手川	横手市
	芋川	芋川	本荘市
		小関川	大内町
	馬場目川	三種川上流	山本町
		馬踏川	秋田市
		豊川	昭和町
広域一般河川改修事業	土質川	土質川	西仙北町
	阿仁川	阿仁川上流	森吉町
	長木川	乱川	大館市
	米代川	熊沢川上流	鹿角市
	竹生川	竹生川	能代市
	大沢川	大沢川	仁賀保町
	君ヶ野川	君ヶ野川	岩城町
局部改良事業	桧山川	桧山川上流	能代市
	岩瀬川	岩瀬川上流	田代町
	奈曽川	奈曽川	象潟町
合計		24河川	



広域基幹改修、広域一般改修、局部改良事業の合計

()は復旧事業費含む

第4節 河川の環境整備

近年、豊かでゆとりのある県民生活や良好な環境を求める県民のニーズの増大に伴い、今日では河川は単に治水、利水の機能を持つ施設としてだけでなく、河川のもつ多様な自然環境や水辺空間が潤いのある生活環境の舞台としての役割を期待されるようになってきています。このため、従来の河川改修に加えて、次のような自然環境に配慮した川づくりを実施しています。

1 多自然型川づくり

自然環境を保全あるいは創出する「多自然型川づくり」を各河川整備へ導入しています。例えば、瀬と淵の復元・州の保全・護岸の緑化などを行い、魚介類の生息・避難場所や鳥類・植物が生息できる水辺空間の再生に努めています。

2 ふるさとの川整備事業

市町村のシンボリック河川において、周辺の景観や地域整備と一体となった河川改修を行い、良好な河川空間の形成を図るものです。

平成11年度に丸子川（大曲市）が完成し、現在、横手川（横手市）で事業を実施中です。

3 桜づつみモデル事業

堤防の強化を図るとともに、堤防上に桜の木を植樹し、緑豊かな安らぎのある水辺空間を形成するものです。

県管理においては、岩見川（河辺町）、藤琴川（藤里町）、玉川（角館町）、阿仁川上流（森吉町）で完成しております。



ふるさとの川整備事業
（横手川・横手市）



桜づつみモデル事業
（岩見川・河辺町）

第5節 ダム事業

1 河川総合開発事業

河川総合開発事業は、洪水防御、河川の流水の正常な機能の維持、都市用水及びかんがい用水の開発、電力開発等を目的とした多目的ダムの建設で、平成13年度の事業は次のとおりです。

国直轄ダム 森吉山ダム（建設中）、成瀬ダム（建設中）、鳥海ダム（調査）

補助ダム 砂子沢ダム（建設中）、大内ダム（建設中）、真木ダム（調査）

なお、大内ダムは生活貯水池ダムとして実施しているものです。

2 ダムの管理

建設されたダムの適正な維持・運用を図るため、点検、整備、補修等の施設管理に関する業務と洪水調節、利水補給等ダムの所期の目的を発揮させるための観測、制御、操作等の機能管理に関する業務を行っています。

なお、平成13年度の堰堤改良事業として萩形ダム、早口ダムを、堰堤修繕事業として鎧畑ダムを実施します。



大松川ダム（最高水位到達：H10.12.19）

◆河川総合開発事業ダム一覧表

番 号		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
進 捗 状 況		管 理	管 理	管 理	管 理	管 理	管 理	管 理	管 理	管 理	管 理	管 理
水 系 名		米代川	雄物川	雄物川	米代川	米代川	雄物川	米代川	雄物川	雄物川	米代川	水沢川
河 川 名		小又川	玉 川	皆瀬川	小阿仁川	粕毛川	旭 川	早口川	三内川	皆瀬川	岩瀬川	水沢川
ダ ム 名		森 吉	鎧 畑	皆 瀬	萩 形	素波里	旭 川	早 口	岩 見	板 戸	山 瀬	水 沢
位 置		北秋田郡 森吉町	仙北郡 田沢湖町	雄勝郡 皆瀬村	北秋田郡 上小阿仁村	山本郡 藤里町	秋田市 仁 別	北秋田郡 田代町	河辺郡 河辺町	雄勝郡 皆瀬村	北秋田郡 田代町	山本郡 峰浜村
目 的		F.P	F.P	F.A.P	F.P	F.A.P	F.N	F.P	F.N.P	N.P	F.N.I.W.P	F.A
型 名		G	G	R	G	G	G	G	G	G	R	R
ダムの規模	堤 高 m	62.0	58.5	66.5	61.0	72.0	51.5	61.0	66.5	28.7	62.0	46.5
	堤項長 m	105.0	236.0	215.0	173.0	142.0	380.0	178.0	242.0	120.0	380.0	235.0
	堤堆積 m ³	75,000	192,000	CON 95,000 ROC 480,000	111,000	115,000	125,000	199,000	197,000	32,600	1,629,000	568,000
集水面積 km ²		125.0	320.3	172.0	86.7	100.0	34.4	48.5	73.1	182.0	67.2	27.0
湛水面積 km ²		1.56	2.55	1.50	1.00	1.92	0.35	0.33	0.95	0.21	0.94	0.24
総貯水容量 千m ³		37,200	51,000	31,600	14,950	42,500	5,200	6,550	19,300	1,598	12,900	3,001
有効貯水容量 千m ³		26,900	43,000	26,300	11,650	39,500	4,200	5,050	16,000	1,371	10,900	2,596
工 期		S27~28	S27~32	S27~38	S35~41	S41~45	S42~47	S44~51	S45~54	S55~59	S52~H3	S50~H6
事 業 費百万円		1,126	2,376	3,580	1,769	1,960	2,500	5,410	11,000	3,362	39,800	8,020

番 号		12	13	14	15	16	1	2	3	4
進 捗 状 況		管 理	管 理	建 設	建 設	実施調査	管 理	建 設	建 設	実施調査
水 系 名		雄物川	雄物川	米代川	子吉川	雄物川	雄物川	米代川	雄物川	子吉川
河 川 名		淀 川	横手川	小坂川	畑 川	齊内川	玉 川	小又川	成瀬川	子吉川
ダ ム 名		協 和	大松川	砂子沢	大 内	真 木	玉 川	森吉山	成 瀬	鳥 海
位 置		仙北郡 協和町	平鹿郡 山内村	鹿角郡 小坂町	由利郡 大内町	仙北郡 太田町	仙北郡 田沢湖町	北秋田郡 森吉町	雄勝郡 東成瀬村	由利郡 鳥海町
目 的		F.N.W	F.N.A.W.P	F.N.W	F.N.W	F.N.W	F.N.A.W.I.P	F.N.A.W.P	F.N.A.W.P	F.N.W
型 名		G	G	G	G	G	G	R	R	R
ダムの規模	堤 高	49.3	65.0	78.5	27.5	75.0	100.0	89.9	113.5	86.0
	堤 項 長	222.5	296.0	185.0	103.5	255.0	441.5	755.0	690.0	—
	堤 堆 積	168,900	294,000	290,000	23,000	320,000	1,150,000	6,130,000	11,953,000	3,951
集 水 面 積		24.4	38.15	17.0	3.37	31.7	287.0	248.0	68.1	83.9
湛 水 面 積		0.49	0.74	0.44	0.13	0.26	8.30	3.2	2.26	3.5
総貯水容量		7,800	12,150	8,650	728	7,250	254,000	78,100	78,700	59,600
有効貯水容量		7,050	11,000	7,630	626	5,800	229,000	68,100	75,200	54,500
工 期		S54~H9	S50~H10	(予定) S60~H22	(予定) H3~H19	(予定) S56~H25	S48~H2	(予定) S48~H23	(予定) S58~H29	H5~
事 業 費		24,600	41,400	21,500	5,800	13,400	122,000	175,000	153,000	—

[凡例] F：洪水調節 N：流水の正常な機能の維持 W：上水道 A：特定かんがい用水の補給 P：発電
I：工業用水 G：重力式コンクリートダム R：ロックフィルダム

第6節 海岸の整備

県土を高潮や津波等の自然災害から守るとともに、潤いと安らぎの空間を創出し、快適な海岸利用の基に役立てるため、各種の事業を進めています。

1 侵食対策

侵食による被害を受ける恐れが大きい地域において、人工リーフの施設の整備を行います。

現在、秋田海岸等8海岸で実施中です。

2 海岸環境整備

沖の海中へ人工リーフを築造することにより波の勢いを弱め、堆砂の促進を図り、海岸の保全を行うとともに良好な砂浜の景観を創出します。



人工リーフ（秋田海岸・秋田市）

海岸事業一覧表

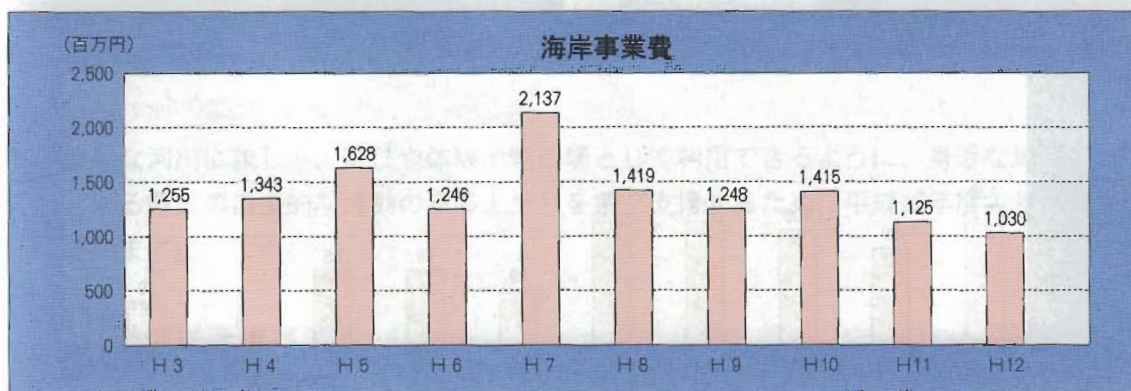
事業種別	海岸名	市町村名
侵食対策事業	八森海岸	八森町
"	浅内海岸	能代市
"	天王海岸	天王町
"	秋田海岸	秋田市
"	本荘海岸	本荘市
"	岩城海岸	岩城町
"	象潟海岸	象潟町
"	西目海岸	西目町
海岸環境整備事業	琴浜海岸	若美町



利用状況（秋田海岸・秋田市）



海岸環境整備事業（琴浜海岸・若美町）



侵食、高潮、局部改良、環境整備事業費の合計

第7節 災害復旧

護岸等の施設が洪水や地震により被災した場合は、再度災害を防止するために原形復旧または従前の施設の機能を確保するための災害復旧事業が行われます。平成12年には、370箇所が被災を受けており、早急に復旧するため、事業を推進することとしています。

また、災害事業においても自然環境の保全に配慮した復旧工法を取り入れています。

河川等災害復旧事業 — 原形復旧

洪水、波浪、暴風雨、地震などの異常な自然現象により、被害を受けた公共土木施設の復旧を行う。

河川等災害関連事業 — 改良復旧

一定災

広範囲にわたって大きな被害を受け、原形復旧が不適当な場合、一定計画に基づき復旧する工事である。

災害関連事業

再度の被災を防止するため、災害復旧費に改良費を加えて実施する事業である。

災害復旧助成事業

再度の被災を防止するため、災害復旧費に改良費を加えて実施する工事のうち、改良工事が3億円を越える事業である。

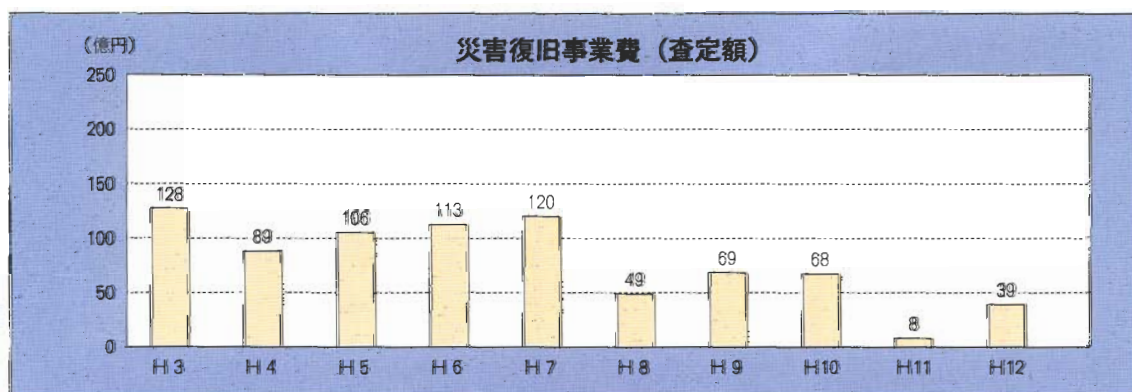


復旧前



復旧後

(岩見川・河辺町式田)



第8節 河川の愛護

1 ラブリバー制度

河川敷を植栽や花壇づくりのため住民に開放し、水辺を自然に親しむための空間として利用してもらうものです。現在、雄物川（大曲市）、丸子川（大曲市）、横手川（横手市）、馬場目川（五城目町）、石沢川（東由利町）がそれぞれ認定されています。

2 クリーンアップ運動

堤防の草刈りや河川敷のゴミ拾いなどが地域住民の間で活発に行われるようになり、河川美化の向上に大きな効果を上げています。この運動は県内各地で普及し、現在は従来の河川愛護運動とともに年中行事として定着してきています。



横手川（横手市）



クリーンアップ後稚魚の放流
（横手川）



旭川（秋田市）



山谷川（湯沢市）

3 いこいの水辺連携事業

自然豊かな河川に親しみ、遊びや体験活動の場として利用できるように、身近な地域の水辺を愛護しようとする県民の自主的な活動の立ち上がりを県が支援するため、平成12年度より新規事業として実施しています。

4 環境整備地域連携事業

愛護団体やボランティア等が行う道路、河川、海岸のクリーンアップなど美化活動に要する経費の一部について、市町村を通じて支援し、環境美化活動の拡大と団体等の育成を図ります。

第9節 管 理

1 河川の管理

河川法による河川の総合的な管理により、公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進させていきます。

総合的 管理	災害発生の防止	○河川工事、河川の維持修繕 ○工作物の設置、土地の掘削等の行為規制
	河川の適正な利用	○上水道、かんがい、発電等のための流水の占用 ○河川区域内の土地の占用 ○河川区域内の土石等の採取 ○舟やいかだの通航
	流水の正常な機能の維持	○廃水の稀釈浄化 ○海水潮上による塩害の防止 ○河口の埋塞防止 ○取水等のための水位の保持 ○水生動植物の生存繁殖
	河川環境の整備と保全	○良好な水質の確保 ○動植物の生息生育環境の保全 ○河川景観の保全 ○潤いのある水辺空間の創出

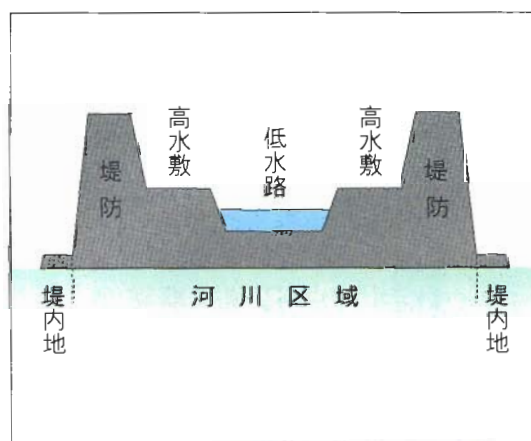
2 河川法の対象河川

河川法の対象となりうる河川は、一般に考えられている河川の他に、湖沼や洪水調節池（洪水時に洪水の一部を貯留し勢いを弱める施設）のような「公共の水面」も含まれます。

これらのうちから、河川法の定める手続きによって、指定された河川だけが、河川法の対象として管理されています。

3 河川区域

河川法の縦の範囲は一級河川などの指定により明らかになりますが、横の範囲は河川区域といい、一般には右図のようになります。



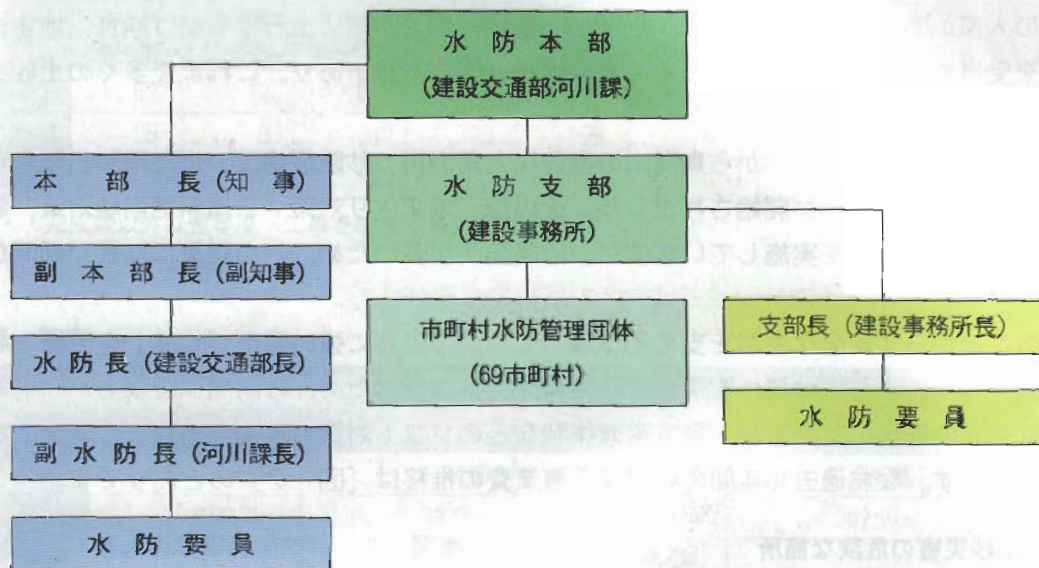
第10節 水 防

1 水防活動の体制

異常気象予警報の通知があったときからその危険の解消するまでの間、県庁河川課に水防本部をおき、その下部機関として水防支部（各建設事務所）に水防員が待機し、通報・連絡・その他水防に関する業務を行っています。

2 水防活動の組織

県の水防組織を次のように構成しています。



水防訓練（鹿角建設事務所管内）



水防訓練（北秋田建設事務所管内）